

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

蟹江町長

公表日

令和6年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①健康手帳の交付②健康診査③健康教育④健康相談⑤家庭訪問⑥健康増進法による健康増進事業の対象者の把握⑦検診記録等を登録、管理し、他市区町村へ検診記録の照会・提供を行う
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 母子保健システム2. 住民健診システム3. 予約管理システム4. 予防接種システム5. 住民記録システム6. 団体内統合宛名システム7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業に関する情報ファイル、住民基本台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表111の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報照会ができる根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条表中の139の項 第141条・健康増進法第19条の4・健康増進法施行規則第4条の3 <p>(情報提供ができる根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・主務省令 第2条表中の139の項 第141条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町役場 総務課
Tel:0567-95-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒497-0052 愛知県海部郡蟹江町西之森七丁目65番地
蟹江町子ども家庭課(保健センター内)
Tel:0567-96-5711

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第54条	1. 番号法第9条第1項 別表 111の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第54条	事後	法令改正により、記載の根拠 法令等を変更
令和6年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第二の百二の二項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第50 条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3 (情報提供ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第二の百二の二項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第50 条	(情報照会ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9 号。以下「主務省令」という。) 第2条表中の 139の項 第141条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3 (情報提供ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 ・主務省令 第2条表中の139の項 第141条 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第50条	事後	法令改正により、記載の根拠 法令等を変更
令和6年7月31日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	民生部健康推進課	民生部こども家庭課	事後	機構改革による担当部署の変 更
令和6年7月31日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	こども家庭課長	事後	機構改革による担当部署の変 更
令和6年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒497-0052 愛知県海部郡蟹江町西之森 七丁目65番地 蟹江町健康推進課(保健センター) Tel:0567-96-5711	〒497-0052 愛知県海部郡蟹江町西之森 七丁目65番地 蟹江町こども家庭課(保健センター内) Tel:0567-96-5711	事後	機構改革による担当部署の変 更
令和6年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年5月31日	事後	評価書の見直しにより更新
令和6年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年5月31日	事後	評価書の見直しにより更新